

第1節 明治・大正時代

氏名	任期及び改選時期
土田弥十郎	明治一四年一月より明治一五年一月
土田弥十郎	明治一五年一〇月より明治一七年五月
近藤喜兵衛	〃
丹羽三九郎	明治一七年五月より明治一九年一月(補欠)
近藤徳兵衛	〃
近藤喜兵衛	〃
近藤喜兵衛	(補欠)
近藤喜兵衛	明治一九年一月より明治二一年一月
丹羽三九郎	明治二一年一月より明治二三年四月(補欠)
吉田基治	明治二六年九月改選
杜本伊右工門	明治四〇年九月改選 明治四四年九月改選
野田正昇	大正一二年九月改選

(イ) ○ 郡会議員および県会議員選挙の有権者数と状況
郡会議員選挙の状況

年次	選挙人数	投票人数	棄権者数	投票率
大正四年第五次	五九三 名	一五五 名	四三八 名	二六・一四 %
大正八年第六次	六〇四	二四六	三五八	四〇・七三

(ロ) 県会議員選挙有権者数の変遷

年次	有権者数	年次	有権者数
明治三九年	六〇六 名	大正五年	六〇五 名
明治四〇年	六〇五	大正一〇年	六三六
明治四二年	六〇七	大正二二年	九二三
明治四五年	五九一	大正二五年	一、六〇五
大正二年	六一〇		

村の経済 と金融

といえよう。

明治維新後政府は経済政策を強力に推進するなかで、農村に対する多くの産業開発と保護を行ったが、その実効は充分でなく、旧来の慣習がかなり根強きのこり、農業生産面でも江戸時代からの幼稚な自給自足の経済からしだいに営利経済へと移行したものの、本格的には大正時代になってから急速に進んだといえよう。

金融面においても、河川、道路などの改修等公共事業には政府、銀行の資金を利用しているが、個人の金融になると、概ねこれまでの習慣による個人相互の貸借がもつとも多く、少額かつ短い期間で、「時借り」ともよび、部落内での融通が多かった。

また頼母子講が多く組織され、講員はこれを利用して貯蓄あるいは自家の出費にあてた。こうした講は本来、神社仏閣の修理、羅災者の救助にあてることが主旨で、昭和の初めまで町内でも行われていた。

大正時代の晩年に発生した金融恐慌は、農村部に大きな動揺をあたえた。主要産物の繭、米の価格の下落は一時にして農村を不況におとし入れた。

第二項 産 業

農業の概況

明治維新は、農業振興の上に大きな力を与えた。

すなわち、(1)農業社会における封建主義の撤廃 (2)貿易の解放と農産物市場の拡大 (3)農産物の作付品目制限の廃止 (4)農作業の改良と技術の導入 (5)田畑の私有を認めるとともに、売買の自由など種々の改革と条件の緩和は、農業の育成と援助に拍車がかけられた。

表2-32 耕地の推移

年代	区分		計
	田	畑	
江戸時代中期			町反 648.1
明治時代初期	540.1	326.3	866.4
明治時代中期	709.7	383.3	1,092.9
明治時代末期	739.1	292.3	1,031.4
大正時代中期	727.6	312.8	1,040.4

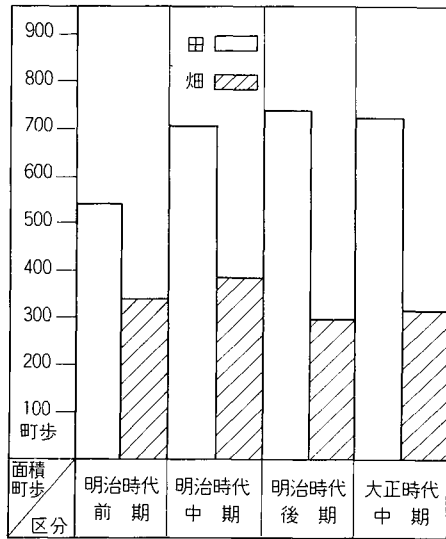


図2-83 耕地の推移 (町資料より)

耕地の増加に努力するとともに、栽培作物の選択について研究を重ね、生産量の増大を計り、生産意欲の向上をめざした。

このころの農家戸数は、一、〇二七戸で耕地面積は、田約五四一ヘクタール、畑約三三六ヘクタールであり、農家一戸当りの耕作面積は少なく、田はすべて水稲が、普通畑は野菜、粟、きび、綿が明治初年には多く栽培されていた。同時に桑もかなり栽培されていた。

明治三九年に発足した大口村農会は、こうした状況を十分考慮し産業組合、農事研究会とともに、広く研究会を開

こうして農業施策が本格化する中で、往古より開化が進み、沃地であった大口町は木津、入鹿用水など灌漑水路の改修、整備もますます進み、気候にも恵まれ、農産物の生産には好条件をそなえ、全町稲作を主体に純農村として大きな伸展をみるところとなった。

農家は多くの困難に堪え

き、農業の進歩、改良を図った。

とくに稲作が主体であったため、冬期における農作物、なかでも水田の裏作については作物の研究がさかんに行われ小規模ながら栽培品目は多様化した。これと同時に農閑期利用を重点に、副業的な農作業も積極的に研究された。

(1) 農作物

(イ) 稲作：このころよりすでに品種の改良、施肥、病害虫防除などについて研究がなされ、収量、および品質ともに進歩した。

当時、米の平均反収は一石二斗〜一石五斗ぐらいであり、稲の品種は改良されたものの、昭和初期の人工交配による優良品種の導入までは、選抜淘汰の方法であり、収穫量の増加は十分でなかった。

明治年間には、中晩生種の関取神力が多く、大正期に入って関西系の京早生、丹波、関東系の愛国などが多く栽培されたようである。その後愛知旭、報国が普及した。

(ロ) 水田裏作物と畑作物：乾田には大麦を始め小麦、はだか麦の栽培が増加し農家収入は増大した。また湿田も用排水が完備されるにしたがい、大根種子の採種、ナタネ、ばれいしょなどの栽培が、年を追うごとに活発になり栽培方法の研究、改良もされ、増収を図った。一方畑作物は里芋を中心に野菜の栽培が増加し、販売量が拡大するにつれ、明治四〇年ごろより、古知野、岩倉など近在市場や、遠く名古屋枇杷島市場へ出荷する農家も増加した。

(ハ) 畜産：農家の副業として養鶏、養豚が広く行われたが、いずれも小規模であった。

これは自家消費として、また動物の糞尿を耕地に還元し、地力増強の自給肥料とするなど、農家にとっては、

一石二鳥を狙ったものであったが、明治末期より大正時代になって大口町では、しだいに飼育頭羽数が増加し、養鶏においては鶏卵販売目的に、経営の拡大をする農家の増加をみた。

(二) 肥料：明治四〇年ごろの調べでは約九〇パーセントが自給肥料であったが、大正初期になって豆粕、魚粕、石灰などの購入肥料がしだいに増加しはじめた。また農作物の害虫退治には大正時代に入って石油や除虫菊液が使用されている。

(六) 農具：明治三〇年ごろの資料には、農具として、鍬、備中、唐箕、鎌などがしるされている。この時代の農具はほとんど人力によるもので、かなり過剰な労力が払われた。

大正時代になると足踏み脱穀機と牛馬による耕起が多くとり入れられ、その後、昭和初期の石油発動機、穀すり機、米送機などの使用へと移行した。

(六) その他：栽培品目の多様化、経営の多角化が図られるなかで、明治一八年ごろを頂点に増加の一途をたどっていた、農業者の数はやや下火となり、地方によっては商工業の発展と相俟って、農家の減少さえ見られたが、大口町においては大きな変動は起こっていない。

こうした状況の中で国、県においては農業振興の施策が積極的に遂行された。すなわち、明治初年の農談会の設置に始まり、明治一年の農事通信員の配置、明治二六、七年の農事試験場、農事講習所の設立、そして明治末期における農会の設立とその充実などであった。

一方、明治二〇年ごろより、人口増加に伴い食糧問題が発生し、耕地の拡張と同時に耕地整理、用水の改修が実施された。

水利と
用水管理

明治政府の主要施策であった農業振興は、水利事業の広範にわたる急速な進展をうながした。

明治七年三月県は通達を發し、水路の可能な土地があればこれを速やかに協議し、積極的に開發事業をすすめ、以後地域の利益増大を図るよう指示した。また明治一五年県は各町村において水路の開發に積極的に取組むよう指示するとともに指導にあたり、多くの灌漑用水路が町内でも改良・整備された。

明治一三年の大政官布告による井組・明治一八年に組織された水利土功会、そして明治一三年公布の水利組合条例、明治四一年に土地改良の進展を図る目的で制定された水利組合法など目まぐるしく変わるなかで、水利組合の組織もますます充実した。

この地域では、古木津井組、新木津井組、幼川井組がそれぞれ関係の農民で組織され、これらがもととなり水利土功会、さらに明治一三年設立された木津用水普通水利組合へと管理、運営が受継がれ、用水利用、課金の徴収など水利全般にわたる業務を行ってきた。

本町にもつとも関係の多い木津用水の管理はつぎのような経緯をたどってきた。

- (イ) 廢藩置県後より明治九年まで県土木官吏により、のち井組總代が管理し、明治一三年木津井組連合会が発足した。
- (ロ) 明治一四年には水役所が廢止され、水利土功会が設立され、関係町村の共同管理へ移行した。
- (ハ) 明治一三年三月「木津用水普通水利組合」が組織され、東春日井郡役所内に組合事務所が開設された。
- (ニ) 組合事務所は一時、犬山市の木曾川左岸堤防上の犬山水源事務所へ移転されたが、昭和六年一月に灌漑地域の中心である小牧市に移された。

稲作中心の農業であった本町では、耕作用の水を導き、土地の保護には大きな努力が払われたことはいうまでもな

灌漑反別	536町3反3畝27歩
------	-------------

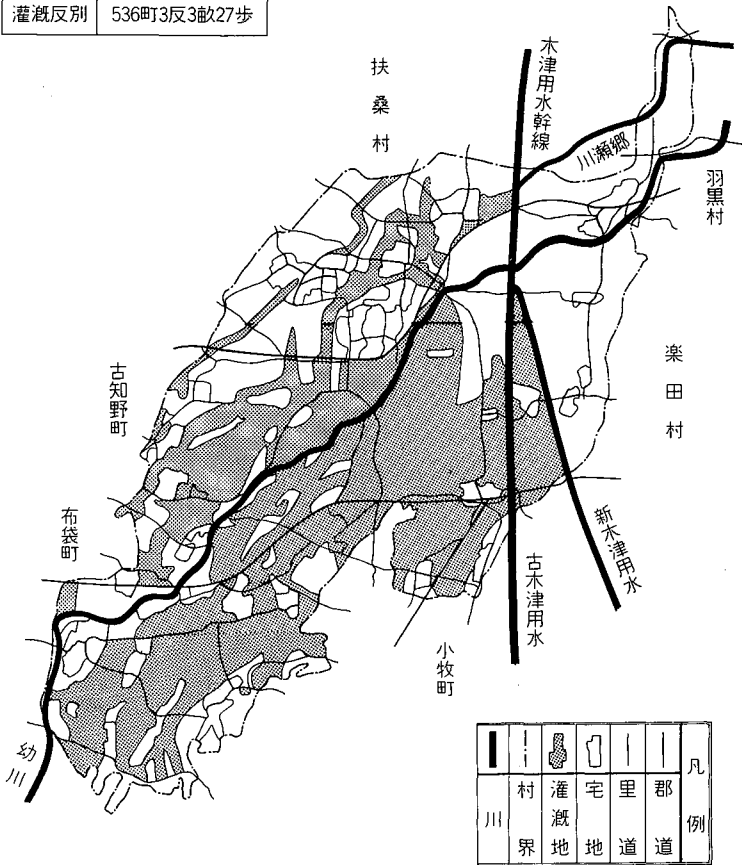


図2-84 木津用水灌漑区

いが、「我田引水」の言葉が示すように組合では、公平な配水をするためかなり苦心をした。

農家にとって水利の良否は死活問題であり、田植時期になれば用水の木の開閉について利用する地区の代表によって、分水の割合、番水などとあわせて協議をし決めていたが、水利は進んだとはいえ、水をめぐる争いが多く発生し田植えがかなり延びたこともあったと伝えられている。

また大雨による用水の氾濫も数多く発生した。ことに木津用水系水路の堤防決潰が多く、明治元年の入鹿池決潰の折をはじめ、明治一七、一八、四〇年および大正七年の洪水の時は外坪・小口・二ツ屋地内で堤防決潰があり、かなりの被害を受けたと記録され、その都度、村人の修理・改修へ大きな努力が払われた。

明治一六年には小口地内の川床巾の拡張・堤防の嵩置の大工事が行われ、ついで明治一九、二〇年にも大改修工事が、さらに大正二四年の二ツ屋地内での堤防決潰に際しては、名古屋市の資金援助をうけ、堤防約一・二キロメートルの嵩置増強工事と約八五〇メートルにおよぶ護岸工事が施行され、今日の整備された用水路のもととなった。

一方、五条川水系もたびたび水禍にあり、改修を重ねてきたが、さらに用排水の完備を期し、水路の改良、堰堤の改廃などを施行するため、沿川各町村で五条川工期成同盟会が、大正一五年に組織された。

耕地整理 明治二〇年頃より人口増加にともない、食糧問題が発生し耕地の拡張と同時に、各地で耕地整理事業が実施されるようになった。

本県においては明治二七年三河地区で水田の整理、改良が実施されたのが始まりである。その後明治三〇、三二、四〇、四三年、大正三、八年にあいついで、耕地整理に関する法令が公布され、各地で耕地整理組合が組織され、事業推進が積極的にはかられ農業生産はしだいに増強された。

大口町では明治四三年、大字外坪地区が隣接の小牧巾下・耕地整理組合に加入し、この事業に着手し耕地の大半を整理し、大正初期に至って完了した。詳細については記録された資料がなく詳かでない。

養 蚕

大口町は、概ね全域にわたって耕土が桑樹の栽培に適し、かなり古い時代から養蚕が発達し、畑地の多くは桑園となり隣接する古知野（現江南市）、扶桑町とともに養蚕地帯を形成していた。

古書によるとこの地方では、文化年間（一八〇四—一八一七）すでに天然の桑によって蚕が、かなり広い範囲で飼われていたとされているが、その方法は幼稚であり、規模も小さいものであった。

しかしこれが明治時代中期になると、飼育方法はかなり改良され収繭量も増加し、農家の収入源として重要な位置を占め大いに発達した。

蚕ははじめ、物置、屋根裏、居間を利用し飼育し、人々はその間、土間や縁側で寝るところが多くあったが、しだいに方法が科学的になり、温度、湿度の調節の關係で密閉式の室が必要となり、別に部屋を造りあるいは居室の障子や壁の隙間に紙を貼り、ここで飼育する方法が取り入れられた。また天井や屋根に窓を設けて温度を保ち、さら縁の下に炉をつくり、水を湧かして湿度を保つように家を改造し飼育する養蚕家もできた。

こうして飼育方法の改良は、明治二〇同三〇年ごろの安楽育より條桑育となり、加温用火力も焚火、木炭などであったものが、大正時代にはいり煉炭となり、また大正末期に至って電気保温施設も一部で行われた。

このように多くの飼育方法の変せん、改良は人々の生活様式まで変えるに至った。

飼育量の増加に伴って桑園は拡大し、最盛期には家の中はすべて桑葉で埋まり蚕室となる家が多く、そこで蚕の掃立てから上簇まで行われた。

その後大規模な養蚕家は「蚕室づくり」といって、養蚕専用の家を建て、ますます経営の拡大、向上を計った。大口町では現在もこうした、蚕室づくりの建物は見られる。

明治初期は飼育回数も年間春一回か、春夏の二回で収穫量も少なく繭質も十分なものでなかったが、飼育方法の改良と合わせて桑、蚕種の改良もしだいに進み、同時に県、郡、市町村において指導機関の設置もなされ、養蚕農家はますます増加し、これを農家経営の主体とし生計の中心とする家もかなり

多くなった。

こうした中で明治二四年に発生した、濃尾大震災につづく明治三八、四三年の晩霜、大正元年の降雹などによる桑園の被害は、養蚕の振興にとつて大きな支障となったが、政府の積極的な補助と、糸価の高騰により、これが伸展に一段と拍車がかげられた。

とくに明治末期から大正時代、そして昭和時代の初期には、大口町は大きく伸びた、雅蚕の共同飼育、技術員の設置、扶桑町に設立された組合製糸の操業などによる好条件、明治四〇年布袋町（現江南市）に丹羽郡蚕業試験場の設置、明治四五年の県立原蚕種製造所の設立によるところが大きく、養蚕熱はますます活気に満ちた。

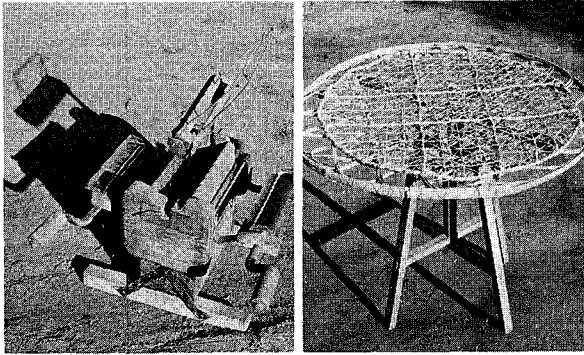


図2-85 養蚕具(二点)

表2-34 春繭と米価格の比較

年度	春繭1貫 匁の価格 円	米1俵の 価格 円
明治33年	3.00	4.90
明治37年	5.75	5.35
明治43年	4.90	4.40
明治45年	4.90	7.70
大正2年	5.15	8.50
大正6年	7.20	6.00
大正8年	12.00	16.40
大正12年	8.10	10.20
大正12年	12.80	14.00

表2-33 桑園面積の推移

年度	面積 ha	年度	面積 ha
明治15年	223.2	大正5年	259.0
明治25年	218.6	大正7年	257.3
明治35年	251.1	大正9年	240.6
明治45年	267.8	大正11年	236.8
		大正13年	246.5
		大正14年	246.5

(県統計書より)

“田つぶし”
について

明治、大正、昭和と発展してきた養蚕は、桑の需要の増大となり大口町の桑園は畑地はもとより、灌漑の不備な水田を主体に水稲栽培の可能な水田にも桑苗が多く生産された。これを桑の“田つぶし”栽培と呼び、かなりの面積があった。

(1) 桑の品種改良

養蚕の発展にともない桑品種の改良も、積極的に実施された。明治三〇年ごろまでは、十文字、青市など由来種がそのほとんどであったが、明治四〇年になると、これらにかわって固定種が多く栽培された。なかでも早生桑が多くなり、さらに夏秋蚕の飼育が活発になると、魯桑系の大葉物に栽培が集中した。

これにより繭の収量、質ともに向上し、養蚕家は一段と活気にあふれた。

(2) 蚕種

明治の初めごろは、ほとんどの養蚕家は、蚕種を県外（長野、滋賀）より購入していたが、明治一四年、五年ごろより町内で自家用蚕種を製造する家もできた。

これが年々普及し同二五年ごろには、蚕種の製造を専門にする農

家が数軒現われ、養蚕家の利便にこたえらるとともに蚕種の検査をうけ、これが改良にとつとめた。

なかでも明治末期から大正初期にかけ、外坪地区には蚕種製造に力を入れる家があり、研究改良を加え優良蚕種の供給を行っていた。

農 会

明治初期に各村で農談会が組織され、これをうけついで農会が成立しているが、当時は多分に地主的な性格が強く、生産の増大を図るといふものの、小作農民にとつてはあまり有益でなく、明治三二年の農会法など農事に関する諸法令が公布されても自主的な運営は少なく、行政的な色彩の強いなかで、明治三九年旧小口村、太田村、富成村農会が合併して大口村農会が新しく発足した。

堅実な組合員を基盤に組織運営され、多くの事業を積極的に推進し、農業生産力の向上に努めてきたが、大正一二年には規約を改正しさらに、目的達成に向かつて一層の努力が払われた。

すなわち、米麦作の増収改良、種子の更新と斡旋、農畜産に関する研究会、品評会の開催、病害虫の防除、および農産物の共同販売、各種組合の育成にとつとめるとともに、青年団、産業組合と協力し地域農業発展の支柱となった。当時農会はつぎのような会則（規約）をかかげ目的の完遂に努めた。

第一条 目的 農業の改良発展を図るをもって目的とす

第三条 事業 (1) 農業の指導奨励に関する施設

(2) 農業に従事する者の福利増進に関する施設

(3) 農業に関する研究調査

(4) その他農業の改良発達を図るに必要な事業

第五十四条 経費 本会の経費は会員の負担および、その他の収入とす。経費分担、収入方法は毎年総代会において

これを定む。

つぎに大正一二年規約改正時会員は、二、二七〇人であったが、昭和初期の農村経済の恐慌による疲へいでやや減少の傾向がみられたが、昭和八年には二、四六一人となっている。

一方、農会は大正期になって多く発生した小作争議の解決にもあたった。

表2135 農会の収支状況

年 度	収 入		支 出	
	合 計	内 会 費	合 計	内 事 業 費
大正一四年	二、八三九・四二	二、一三五・七四	二、〇九三・九四	三三三・四六
昭和二年	二、八九二・五六	二、〇七二・〇五	二、七一九・三四	八七五・四四
昭和四年	三、三七四・六九	二、七五七・三〇	二、九二一・二七	九六八・六八
昭和六年	二、四〇〇・〇〇	一、八八八・〇〇	二、四〇〇・〇〇	九一〇・〇〇
昭和八年	二、七二一・〇〇	二、〇五一・〇〇	一、〇六五・〇〇	一、〇六五・〇〇

産業組合

経済社会の発達につれ、農家経済の向上を目標に農村各地に発生した産業組合は、地域農業発展上大いに貢献した。

大口町においては、○大正七年九月有限責任余野信用販売購買利用組合。○大正一二年三月保証責任小口信用購買

利用組合。○大正一四年一月有限責任河島信用購買組合がそれぞれ設立された。

組 合 名	出 資 金	組 合 員	口 数	所 在 地
小口信用購買利用組合	八、五〇〇 _円	一二九	四二五	大字小口字前田十三
余野信用販売購買組合	一〇、〇六〇	一三一	五〇三	大字余野字西浦一一一
河島信用購売利用組合	五、一〇〇	五〇	一七〇	大字小口字河田二二

つぎに資料にもとづき事業の概況を示すと

〈保証責任小口信用購買利用組合〉

この組合の目的は、

- (1) 組合員に必要な資金を貸付し併せて貯金の便宜を計る。
- (2) 産業又は経済に必要な物資を買入れ、これを加工あるいは未加工のまま組合員に売却する。
- (3) 組合員に産業上又は経済上必要な設備を利用させる。
- (4) 農業倉庫業法により農業倉庫の経営をする。
 などが主なもので、毎日正午より日没まで営業し、組合員の便宜をはかり日用品、生活必需品など安値に供給して
 いた。

業務の成績はつぎのようであった。

年次	組合員数	出資金	貯金	貸付金	購買高	剰余金
初年度	一一七 _人	三、二四八 _円	八、〇七六 _円	四、一一四 _円	一四、一五八 _円	一、三三三 _円
二年度	一一七	五、〇七五	一一、六六三	一一、九八四	一七、一六三	一一三三
四年度	一一八	七、五一一	四八、六五五	一六、一六八	一七、七八三	三九〇
六年度	一二七	七、九五一	五一、六〇九	二〇、三六一	一五、七二一	三三二一
八年度	一二三	八、〇二五	五三、五六四	二九、九八一	一五、七二五	三〇〇
十年度	一三〇	八、〇三四	四三、〇六六	一九、〇一六	一一、二二三	△ 五二八

年度	総在庫量	販売数量
昭和三年	二、四三〇 _俵	一、八一三 _俵
昭和四年	一、五三二	七五一
昭和五年	四、一二四	一、六三七
昭和六年	二、二七九	一、九二三

当時の在庫数量、販売数量は左表のようであった。

〔有限責任余野信用販売購買利用組合〕

小口組合と同様組合員への生産資材の廉価供給と、麦藪、タマゴ、薬工品などの共同販売を主体に業務の推進を図

昭和二年に建設された農業倉庫の経営は、近在ではあまりその類を見ず注目的であった。

木造平家建で内部は鉄筋コンクリート建坪七十坪（内本屋六十坪下屋十坪）であつて、工費八千七百円を要し、平常の収容力は玄米五千俵であつた。この倉庫は主として組合員の米麦を保管し、保管料として俵当り月二銭を徴収していた。

った。

〔有限責任河島信用購売組合〕

明治三十九年二月に設立された二ツ屋購買組合と萩島信用購買組合とが、合併して河島信用購買組合ができた。信用、購買事業の主体に地域農業の発展を日ざし、堅実な経営を推進するとともに、農村の風紀の改良にもつとめ、郡

内の優良組合として、多くの表彰をうけた。

地租改正

明治政府は近代国家の建設を目ざし、幾多の変革を推進する中で、多額の経費の必要にせまられた。

当時の政府財政は歳入の約八〇パーセントが地租で占められ、ほかに恒常的な歳入がなかった財政は非常に苦しい状況であり、このため政府は、不換紙幣・国債の発行などを行い、当面財政の健全化を図るよう努力した。

こうした事態のなかで、農民の生活に直結する施策、すなわち「地租改正」が明治六年七月公布された。

この改正の中心点は、地価算定の改正であり、長い間租税に苦しんできた農民は大きな期待をもった。地租は地価をもとにして賦課され、地価算定のため土地面積を把握するため実測が行われた。

実測は、「地租改正ニ付心得書」にもとづいて、土地の境界を明らか

にし、官・民地の区分を定め、土地所有者を明確にし、見取図を作成して地価の算定を行った。これが算定には農民が選出した議員によって行われたが、政府は前もって予定の地価をきめ、これを各府県へ、各府県は各町村へ割当てる方法をとった。したがって実際には押しつけの地価決定であつた。

こうしてこの租税法は、農民の願いをよそに強引な手段によることとなり、農民の不安を増す結果となり、これが決定に対し、多くの町村で反対する動きが発生した。

当時東春日井郡内の町村を主体に四十三か町村での反抗は、非常に激しいものであつたと歴史は記録している。

本県では明治七年三月条例が告知されたが、この改正にそつて土地の測量などが開始されたのは、明治八年六月からであつた。

「地租改正」ニ関スル告諭

(明治七年三月)

地租改正之儀、明治六年上諭及太政官第二百七十二号公布并改正条例共、別紙之通被仰出候御主意ハ、數百年來封建之旧風ヲ改メ、至当ノ税法ヲ一定セラレ候事ニ而、既ニ衆民モ知ル所之如ク、従前ハ各領主之制度ニヨリ其賦ノ厚薄平均ナラズ、故ニ作益之幸不幸モ亦尠シトセズ、元來租税ハ国之大事衆庶休戚之係ル所ナレバ、其勞逸甘苦ヲ同フセズンバ在ルベカラズ、依之、去ル壬申年來、地券証ヲ授ケ、其界ヲ正シ、地主ヲ確定セラレ、続テ今般全国一途、田畑貢納之法ヲ廢セラレ、更ニ券面地価百分ノ三ヲ以地租トシ、猶追追物品之税則ヲ立ラレ、之ヲ一般ニ施行シ、其税高相應之公取ニ相成候得者、随テ地租ヲ減少シ、終ニ百分ノ一二相歸シ候事ニ付、庶民一点之疑念ナク、調査之砌ハ有体申出、差図ヲ可受候、此旨区戸長ハ勿論、有志之者トモ申合セ、篤ト御趣意ヲ會得シ、末々之者ニ至迄懇切ニ相論スベク、抑方今ノ御政道タルヤ公明正大ニシテ、聊モ偏頗親疎之別アルニ非ズ、能々茲ニ注意シ、倍天思ノ高大ナルヲ仰ギ、各正路ニ業ヲ励ミ、務テ国産ヲ振起シ、皇国ヲ保護シ奉ベキ心掛ケ肝要タルベシ、必ス心得違致間敷候、此旨管内無洩告諭スル者也。

(愛知県布達類聚)

この作業のなかでとくに問題となつたのは、地価の査定法である。前述のように各町村、各郡で、*「地位銓評議員」*を選出し、各郡、各町村の順位を定め、収穫を査定することに規定されていたが、これは形式的なもので実際には、上級の相当官が指示するところによつた。

期待した地租改正の結果は藩政時代の上田の反収見込みをこえ、また面積においても三割内至四割も増加した地域があつた。したがつて旧租税にくらべ、田地で三割二分余り、全体で二割弱の増税になつたといわれている。

各村は明治一一年五月に収穫量査定改正、軽減を望む嘆願書を提出した。

こうした事態に対処し、その後村位銓評のやり直しはされることになつたが、その内容、方法は十分農民が納得するものではなく、むしろ各町村の対立を紹く結果となつたが、明治一二年二月旧藩徳川家の資金貸与と更訂をその実施するということで、多くの町村における異常事態は終つた。

このような経緯であつた地租改正は、古来からつづいた土地および租税制度を一変する画期的なものであり、区々であつた租税制度は改革され、農民負担の均衡は図られ、同時に農民解放の多くの措置がとられることとなつた。すなわち、

- (1) 土地所有については従来の地租納税者である、「耕作人」を土地所有者とし地券を發行する。
- (2) 古来の土地制度に対する封建的な束縛をすべて排除し、土地売買の自由、作物の制限の禁止。
- (3) 物納(米)であつた地租を金納とし、豊凶に拘らず定率地租、すなわち地価に対し百分の三とし、これを徴収の基準とする。(明治一〇年地租の定率は百分の二・五に減租された。)

これらがおもなものであつた。

本県においてはこの事業が、明治八年六月着手され、同一三年一二月に終了した。その面積、地価、地租はつぎのようであった。(県史第三卷より)

総面積 二五七、八二二町 六一二七四四

総地価 七〇、五九六、〇三四円 八六一

総地租 二二一七、八八五円 七九三

本町における当時の状況をみるに、詳細な資料はあまりないが、下小口酒井史朗宅に所蔵されている古文書には、地租改正に関する村人の様子をうかがうことができる。

この古文書は明治元年五月に発生した「入鹿切れ」によってもたらされた地内農民の窮状を訴え減租を願ったものである。

表2-36 明治八年改正の反別と貢租(大口村誌より)

大字名	田反別	畑反別	宅地反別	合計	貢租	村		
						田	畑	宅地
小口	一九七町 〇九	八五町 三三	二四町 七六	三〇七町 一八	二、四〇九円	乙ノ一	一四	乙ノ八
河北	八四 三七	四 六四	六 六〇	九五 六一	七六一	乙ノ一	一四	乙ノ八
余野	一六 二〇	五五 八一	六 七一	七八 七二	七六八	乙ノ一	一四	乙ノ八
大屋敷	七二 一三	三三 四四	九 九〇	一一四 一七	一二四	乙ノ一	一〇	乙ノ八
豊田	九八 一五	五六 五二	一四 四六	一六九 一三	一七〇	乙ノ一	一〇	乙ノ八
秋田	二一 五三	八一 〇三	九 八二	一一二 三八	七七〇	乙ノ一	一〇	乙ノ八
外坪	五一 三六	一〇 五一	五 三一	六七 一八	九九八	乙ノ一	一〇	乙ノ八
合計	五四〇 八三	三三二 二八	七七 五六	九四四 六七	九、七三八	乙ノ一	一〇	乙ノ八

願

当村儀明治元年戊辰五月入鹿溜池破壊ニ付耕地ハ勿論村落家屋等過半倒産シ溺死人百四拾有余名有之古今未曾有ノ水害ニ而旧今尾藩、旧名古屋両藩ヨリ御仁愛ヲ以テ御救小屋及扶食御手當等下賜漸ク炎雨ヲ凌ギ露命ヲ繋ギ然ル后耕地開墾ノ精力相立候処、前条ノ次第二テ開拓ノ資本等更ニ無之銘々親族ノ多力ヲ以テ同年冬日ニ至全地ニ分通開墾イタシ候処通常ノ砂入荒トハ違イ道路橋梁等堤防始メ容易ニ興復ハ不行届、段々旧今尾藩ヘモ全地再墾ノ方法及歎訴候処、旧藩ニ於テモ冗費多之折柄開拓金等ハ更ニ御貸下モ無之殆ト困却仕一同不相応ノ金額ヲ借入努力激励ヲ以テ墾開仕候得共未ダ地味肥沃回復ノ功ヲ無之前条地借金ノ償却法等不立ヨリ破産ノ者モ不少然ニ今般地租御改正ニ付通常ノ收穫被仰付而ハ前頭自費開墾ノ勞難補候条何卒出格ノ御仁愛ヲ以テ他借金厄償ノ法相立候迄自費開墾丹誠之廉々深ク御斟酌被成下等々收穫仰付候様旁歎願候也。

明治九年十一月廿四日

第四区丹羽郡小口村

地主惣代	近藤徳兵衛	印
〃	酒井市郎右工門	印
組長	笹山宇平次	印
〃	宇野幸助	印
用係	仙田彦吉	印
〃	酒井孫八	印
〃	大塚繁一郎	印

愛知県令安場保和 殿

書面自費開墾丹誠相違無之候也

副戸長 仙田 濱藏
 区長 五十嵐 正知

書面荒地再墾ノ個所地味從前ニ立戻兼候分ニ限り地位ニ斟酌スルハ妨ゲナシト雖ドモ特ニ下等ノ收穫ヲ附候義ハ不相成尚詳細ノ義
 八方面主務官ヨリ可及差函事。

明治九年十二月一日

愛知県

印

地直金勘定書

一、旧反別

貳百四拾四町四反七畝拾五歩

小口村

内反別

六拾八町四反九畝廿四歩五厘

上組

此内

三拾壹町五反五畝廿八歩貳厘

生地

此費

九町八反七畝廿四歩

自費開墾

千四百八拾円六拾六匁

荒地年季中

内反別

廿七町〇六畝貳歩三厘

荒地年季中

七拾五町三畝壹歩五厘

中組

此内

三拾貳町八反五畝拾貳步

拾貳町貳反五畝廿七步

千八百三拾七町九拾叟

廿九町九反壹畝廿貳步

百町九反四畝拾九步五厘

此内

六拾五町七反四畝拾七步貳厘

拾町五反八畝廿壹步

此費

千五百八拾七町三拾壹畝五厘

廿四町六反壹畝拾壹步老厘

前願之通地直シ金相掛リ候間□通リ上申候也

右村地主惣代

用係

近藤徳兵衛 ㊦

大塚繁一郎 ㊦

仙田彦吉 ㊦

酒井孫八 ㊦

生地

自費開墾

荒地年季中

下組

生地

自費開墾

荒地年季中

第四区 丹羽郡 小口村

地租御改正ハ、至大至重之事業タルハ固ヨリ論ヲ俟ス、○至当公平之御趣旨ヲ奉戴仕リ候へ共、第二方面改租係官吏公務上御取扱ニ付彈圧之事情有之哉ニ相心得依テ概恭ク謹而奉上訴候

幣村儀ハ

明治元年戊辰五月入鹿溜池堤防及破烈此水難事情筆端陳述シカタシ耕地一般再ビ開拓致極難ノ地種々御座候、然ルニ今般御改正ニ付通常ノ收穫申請候儀ハ不行届候間村位組立以前昨九年十一月耕地起返ニ付追々他借金ヲ以自費開墾之事情ニ付概略書面ヲ以下等之收穫被仰度旨奉歎候処、荒地再墾之箇所地味従前ニ立戻り兼候分ニ限り地位ニ斟酌スルハ妨ナシト雖特ニ下等之收穫ヲ付候儀ハ不相成、尚詳細之儀ハ方面主務官ヨリ差函可及卜御指令濟有之候、然ルニ、本年一月布袋野會議所ニオイテ郡議員ニテ当郡内村位ニナニ等ニ組立、幣村儀ハ十一等乙ニ組入予定之表目ヲ示シ受書可差出旨御談ニ相成候処承状不仕地力相当之税額ニ候ハバ申請候得共、前頭御指令之廉有之郡議員ニオイテ別様斟酌相成候ハバ承諾可仕卜申出候処、其儀不能旨申答ニ付村民私見ヲ張り候様ニ御座候得共、前害後地力無之ニ付請書進呈不行届候処、二月十八日改正係官吏及總代人区吏員等御入村相成御説論ニ付村位ナルハ予定ノモノニテ、村位ニ同而收穫ノ賦スベキ譯ニアラズ、何等ノ廉ヲ以不服申券ルヤ頑民想像ヲ以政府ノ旨趣ヲ醸シ剩郡中ヲ動揺スル杯ト意外ノ御敬談ニテ寒風ノ際缺喰抱留等被申付候依テ官内一村タリトモ御斟酌有之候節ハ当村地力相当御改訂被成下旨奉願置不得止村位請書進呈仕リ候。

其後四月中旬、当所天、寺ニオイテ郡議員收穫量予算之節、通差之分賦法ト○承知罷在且亦格分高税之御見込此依通差ニテ分賦相成候而ハ御請之儀、不行届依而先前御指令通り御斟酌及主務官ヨリ御指令之廉郡議員之書面ヲ以尋問仕候処右書面郡議員ヨリ第二方面へ同相成別様斟酌之義ハ不相成郡議員見込之通り更定然上ハ、村位ヲ換動スル等不相成旨被仰聞因而御斟酌指揮スル廉郡議員ニ関ス

ル○無之当右等ハ其筋へ伺出可然御談示ニテ書面却下相成候、然ル后地味従前ニ立戻リ廉候分及昨今再拓シ地味原形ニ復回シカタキ地種ニ限り綿密取調書面、絵図面ヲ以荒地之部江御編入奉願其后官吏検査トシテ御入村相成其後、五月三十日付ヲ以書面願上之趣難聞届候条地力相当之納稅候義ト可相心得事ト御指令相成然処、六月上旬不忠○、官ニテ村位達觀ヲ以テ稹量御分賦御聞定相成当村茂格外増稅御分賦表目御下附頻々新租願書進呈可致旨御督責之処村民一同感愁罷在候、同下旬改租係官吏稻置村出張先ニ而右願書可差出旨御説諭相成候得共如何ニモ幣村之地力ニ不○ヨリ一同不服申立居候処、七月八日荒木殿布袋野會議所江御出張御説諭相成候得トモ不服申立歎願書難○之事條書面ニ陳述シ出願可仕候申答候処今日ヨリ歎願之義ハ相廢止シ候条強願ト記載可○出致、又ハ明治天皇之勅令を相省キ可申致速ニ新租願書進呈可致○右ニ三ヶ條之内一事ニ相更迅速請書進呈可申○御蔽令ニ恐懼シ退出ヲ願一ト先○村之上地主一同會議仕居候処協議不能然ルニ同月中旬改租係官、区吏員等御入村相成右請書○○○○○天皇陛下ヲ脱籍シ外国江転住可致者哉御理解、御蔽談ニ付御管内一村タリトモ減租相成候得ハ当村斟酌被成下度旨出願仕御指令ヲ戴キ依而一時請書進呈ハ仕候○併御制規之雛形ニ新租奉願度ト御座候○新租奉願度之文字義ハ記載御除キ被下度御許容奉願候処御○○無之ニ付終ニハ御雛形之通相認進呈仕○候得共、全官吏之御説諭ニ服シ候義ニ○○○其節御蔽談之滅ニ恐怖シ願書進呈仕候○○○御座候然ルニ地券御発行ニ付御布告数号御規則及心得書、御告諭等御頒布相成居候処其意ヲ不得共右之条件ニ頑民ヲイテ○○○全曲壓之御説諭哉ニ奉存日々○○○罷在候処其後十月六日改正係官吏稻置村御出張先ニ而地価○キ期限ヲ決シ進呈可致旨御談示相成之処管米分賦方不行届来々着手固○罷居候然ルニ村位初御更調印仕無候、私共江人民ヨリ不服相通リ私共ニ於テ御更仕候事条ハ前頭御蔽談ニ付楓ナク調印仕候得共地力相当之稅額ニハ無御座ニ付到底難行届事ニ候、依テ其後一時願書調印御取消願並ニ前条之主務官御差図之廉等第二方面江奉願候処今更○○○扱○主務官ヨリ差図之廉等は等モ其際ニ○○○弁解可致旨○○○聞不得止又○奉願候、何卒前頭御指令旨趣之通御指図被成下隣村類地比準ヲ以テ地力相当之稹量御申付可相成招所○御願等前初ヨリ今日迄之大畧手続書奉上申候也。

明治十年十二月

租税制度を確立し、土地の所有権を明らかにし農村の近代化への歩みを進めた「地租改正」は、その主柱であった地租の金納化により、農村に貨幣経済の浸透を進め、この結果、農民は景気の移行・物価の変動に大きな影響をうけ貧富の格差は広がりを見るに至った。

また金納制度は、政府にとっては作柄の豊凶による歳入の変動がなくなった反面、農民には凶作時の納入が困難になり、これがため土地を手ばなす事態も数多くなり、ここに地主と小作人の関係ができ、土地所有の優位と相俟って、地主が小作人を支配する関係は一層強くなった。

旧来の小作慣行による「永小作権」に見られるような耕作者保護はうすれ、小作権や耕作権は法的に保護されなくなり、これが後の小作争議発生の原因ともなった。

愛知県令

安場保和殿

右 大塚興兵衛

田山地九右工門

笹山徳右工門

近藤吉兵衛

酒井孫八

田掛 前田熊太郎

近藤徳兵衛

酒井惟武

表2-37 農地価格 (標準価格10a当り)
(県史より作成)

年度	田	畑
明治6年	47 円	16 円
明治23年	62	26
明治32年	132	58
明治41年	196	90

表2-38 小作料(水田10a当り)

年度	収穫米			小作料			割合 %
	石	斗	升合	石	斗	升合	
明治6年	1	3	12	8	9	2	68
明治18年	1	6	72	9	7	0	58
明治41年	1	9	80	8	9	8	54
大正5年	1	9	08	9	7	2	51

表2-39 米 価(1石当り)
(県統計資料より作成)

年次	米価	年次	米価
明治元年	5.98 円 <small>変</small>	明治35年	12.67 円 <small>変</small>
明治5年	3.88	明治40年	16.42
明治10年	5.55	明治45年	20.69
明治15年	8.86	大治2年	21.44
明治20年	4.99	大正5年	13.66
明治25年	7.34	大正10年	30.89
明治30年	11.88	大正14年	41.57

※

地租改正時調査の米麦価格

米価 1石当り 4円87変

麦価 〃 2円60変

上記の米価は地価算定の時、尾張一円で採用された。

金融概況 (イ)

達する中で「頼母子講」が多数数の共同組織によって生まれ、それ以後報徳社、銀行、郵便局、産業組合などがした。江戶時化から明治の中頃まで一般金融は質屋、高利貸豪農などが中心となつて行つていたが、経済の發

達する中で「頼母子講」が多数数の共同組織によって生まれ、それ以後報徳社、銀行、郵便局、産業組合などがした。本町においても頼母子講、銀行、産業組合ができ、産業の發展に大きな貢獻をした。

明治五年に国立銀行条令の發布をみ、以来銀行設立のきざしはしだいに増加し、明治二〇年以後郡市を中心に銀行の設立は、金融機関利用の増大と相俟つてしだいに増加し、貨幣経済はいよいよ前進した。

(四) 頼母子講

貨幣經濟の發達につれ中世から近世へ、そして明治、大正、昭和初期まで続いた頼母子講は、現在のように金融機関やその制度が確立されていなかった昔は、民間の金融機関として部落、仲間同志あるいは同業者の間で申合せをし大いに普及した。

頼母子講にはその目的地域などによって、いろいろの種類があった。

すなわち相続講、永続講、三百人講などであり、また村落の道路、用水の改修あるいは神社、寺院などの建立、再建などの公共事業の資金調達にも利用された。

一方多くの講は相互救済をも配慮し、規則をそれぞれ定めその必要に応じて講会を開きこれにあたった。

したがって民間の高利貸から借金し、高い利息の支払いに苦しむことが少なく大きな救いとなった。

なお鎌倉時代には農村においてとくに、無利息、無担保でまったく互助的、非常利的で加入している人々が、金を出し融通救済するものもあつた。

町内の旧家に所蔵されている頼母子講に関する資料の中には、文久三年（一八六三）ごろの三百人講などの「掟書」があり、この地方においてもこの種の民間金融が、広くおこなわれていたことが実証されている。

(五) 銀行

經濟の發展は産業振興のため、資金を供給する金融機関の整備が必要となり、政府は明治二三年銀行条例を制定し民間の銀行設立に力を注ぎ各地に設立をみた。

この地方では当時犬山、布袋、古知野（現江南市）に私立銀行が設立されたが、本町では設立をみなかった。

しかしその後銀行設置の気運が現われ、まず小口村に村瀬銀行、犬山銀行の代理店が設置された。しかし両代理店ともその後業務の拡大もないまま廃止された。

また明治三八年四月、愛知起業銀行太田代理店が豊田に設置され、業務を開始したが明治四〇年四月に、これが村瀬銀行太田代理店と改称され以来大正一三年一〇月まで営業した。

また大正一四年六月には、丹葉銀行（西奈良子社本仁左工門氏設立者の一人）が豊田派出所を東奈良子に開設し、秋葉神社入口右側に昭和四年四月まで営業を行った。

これらはいずれも地域の振興に、大いに力をあたえ、とくに大正末期から昭和初期の深刻な不況のなかにあつて、農村庶民の金融機関として機能を發揮した。

こうした経緯のなかで大正七年六月、村内に待望の金融機関の設立をみた。

大正七年六月に大口村大字小口字田中二七に「大正無尽」（資本金五万円）が設立され、その後大正八年には商号を「愛知無尽」と変更するとともに、地元有力者の努力により業績は伸展した。

大正一一年には、業務の拡大に伴い、資本金、契約高いずれも増加するとともに、大口村大字小口字城屋敷一二五（小口城跡地内）に移転した。

ついで昭和二年八月には、地方産業の開發と振興を旨とし立派な社屋が竣工した。以来、各種資金の貸付、貯蓄の奨励など積極的に行い、業務はますます拡大し、名古屋、一宮など近在の市街地に多くの出張所を設けた。その後、金融の乱脈時代をのりこえ、昭和一四年には創立二十周年をむかえた。今日の中央相互銀行の前身であることは多くの人

が知るところである。

〈事業の概要〉

昭和一七・二……………名古屋無尽(株)・(株)愛知無尽の二社が合併し愛知無尽(株)を設立

昭和一九・五……………勸業・東海・愛知無尽三社合併し愛知合同無尽(株)を設立

昭和二三・二……………中央無尽(株)に商号変更

昭和二六年一〇……………(株)中央相互銀行に転換

(二) 信用組合

明治三三年産業組合に関する法令が發布され、農民を母体として発達した金融機関に信用組合がある。これは現在の農協金融部の前身といえる。

信用組合は、組合員に必要な資金の貸付および貯金の便宜を目的に業務の推進が図られ、利用度は高く、業績は大いに伸展した。

当時設立された組合は、余野、小口、河北の三組合で金融業務をもち、農家の便宜をはかった。

これらの組合業務はのち、大口村農会、大口村農業会の歴史のなかで進歩発展し現在の大口町農業協同組合金融事業へと受継がれてきた。

商業の概況

往昔から農業本位であった本町では、商業、工業いづれも余り発達せず、産業化は活発ではなかった。商業の状況をみるに、住民の日常生活にあった日用品を売る雑貨屋があつたぐらゐであり、当然住民の日用品の購買範囲もせまく十分用をたしていた。

しかし、大正時代になって産業化の進展をみるなかで、消費生活の拡大から商業の発達もみられ、各種商店の発生をみた。

大正時代末期から昭和初期にかけての業種別調べによると、養蚕と結びついた業種に桑問屋八軒、繭糸業三軒、種苗業十四軒などが目立ち、このほか肥料商五軒、雜貨商十七軒が営業している。また、住民の生活様式の変化を表すものに、呉服商四軒、髪結業四軒、八百屋一軒、古物商一軒などがあつた。

工業では、明治三〇年代には養蚕の増加、絹糸の輸出量の増大に刺激されて、村内にはしだいに機屋（織布業）製糸業が現れた。

村誌によれば、明治四〇年頃萩島に織布工場ができたのにつづき、大正七、八年ごろを最高に大正末期には多くの工場が操業をした。また製糸は小規模ながら各所で行われており、大正九年余野地内に創設された大口製糸は代表的で、最盛期には三〇〇人余りの従業員で、生糸の生産は年々大きな業績をあげ、本村産業の進展に大きく貢献していたが、その後経済界の不況にともない操業能力をしだいに失った。

このほか明治から大正時代にかけて村内で清酒の醸造を営む家が、小口^{くちぐち}地内で二軒、豊田、大屋敷、河北^{キタ}地内でそれぞれ一軒あり、これらは油、味噌、醬油の製造なども合せて行っていた。

水車は、多く江戸時代、元禄、享保期（一六八八—一七三五）に、精米、精麦、製麵、製糸用動力として普及発達し、農村では田畑の灌漑用としてもこれを利用した。

史書によれば、水車は日本書紀「推古紀」に「碾^{ヒキ}磑^{ツツ}を作る」とするされ、これが水車を動力として使用した最初のものとされている。

さらに「徒然草」に亀山殿の御池へ大井川の水を引く時、宇治の里人の水車技術によつて、大成功を収めた記事がある。また多くの絵巻には水車の図があり、かなり広い範囲で利用されていたことが考えられる。

この地方では木津用水路に「堰なだ」ができ、また五条川など用水路が除々に改修されるにしたがい、各地に多くの水車工場ができた。

大口町においては、五条川筋の水力を利用し、天保年間（一八三〇～一八四三）より明治初期にかけ、六、七軒の家で水車業が始まり、のち九軒ほどになった。

一般に水車を営む家は、「車屋」と呼ばれ朝早くから水車の廻る音、搗棒の音が景気よく聞こえ、村の風物詩とされていたが、時代の移り変わりとともにすべて絶え、現在わずかに大字豊田字御供所社本鋭郎宅と大字小口字下小口西村春雄宅に、水車跡の名残りをとどめているのみである。

水車は、灌漑用水を利用するため明治時代には、県の許可が必要とされ、水車の規模、能力、つき賃など詳細に記載し届出をすることとされていた。

明治六年九月当時の小口村副戸長酒井惟弍氏より出された、「水車御届」（下小口新田酒井史郎氏所蔵）によれば、

水 車 御 届

第四大区九小区丹羽郡小口村

西 村 金 八

一、水 車 業

但 天保五年四月 願 済

車 耆ヶ所 舂棒 拾本 挽磨 耆

穀数畚上年間平均一日二耆石宛舂賃六錢六厘六毛、小麦挽年間平均一日二耆斗宛此挽賃三錢六厘六毛、是迄税金耆分宛年々上納仕来申候。

右之通二御座候。

明治六年九月 右西 村 金 八 ㊦

一、水 車 業

第四大区九小区丹羽郡小口村

但 弘化元年五月 願濟

伊 藤 重 吉

車 一 耆ヶ所 舂棒 貳拾一本 挽磨 一 式

穀数畚上年間平均一日二耆石式斗宛舂賃八錢、小麦挽年間平均一日二耆斗式升宛此挽賃四錢七毛、是迄税金耆分式朱ツツ年々上納仕来申候。

右之通二御座候。

明治六年九月 右伊 藤 重 吉 ㊦

右之通届出候也

第四大区九小区小口村

副 戸 長 酒 井 惟 式 ㊦

とある。以下当時水車業を営んでいた家の分布略図を記する。

〈分布内訳〉

○古木津用水利用により上小口荒井杖下にて一個所。○五条川用水利用により中小口六部橋一個所、下小口天神橋下三個所、大屋敷長念橋上、五条橋上各一個所、豊田奈良子秋葉様裏一個所、御供所宮浦下一個所、以上九個所。

こうして灌漑用水を利用し、営々として栄えてきた大口の水車業は村人の生活を支えるとともに、今日の近代的發

しかし明治八年には、この課税は全般的には姿を消したと記録されている。つぎに水車運上金について、古文書をみると、

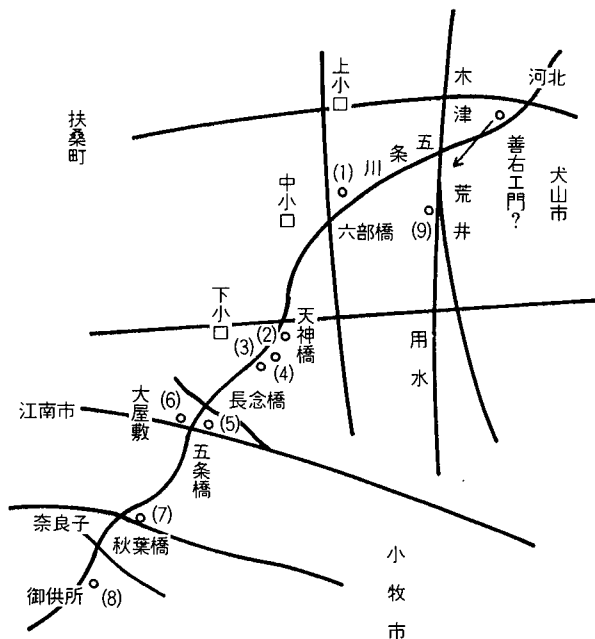


図2-87 分布略図

展への基盤となったといえよう。資料にもしるされているように、一日の作業能力、そして搗賃、挽賃など、また運上金（営業税）の実態など、往時の経済社会の一端を考察することができよう。

一日の作業も朝早くから夜遅くまでかかって、三俵前後の精米であり、しかも升目（量目）の減少を極力さけ七分か八分搗であったといわれる。また搗賃、挽賃についても、今日とはもちろん比較にならない。

こうした営業の中で、水車運上金は水車及び稼高の大小によって差異はあったが、かなりきびしいもので、五年を年季とし、満期にはこれを検討し変更がなされた。なお上納はすべて金納であった。

史料によると、大口の水車は明治初年には、大体どの工場も年々沓分内至沓分五厘ぐらい納めていた。

乍恐奉願上候御事

一、水車巻ケ所

小口村

私、水車職之儀、御連上金巻分ツツ年々上納仕候而去式年マデ五ヶ年限ヲ以テ御免被成下難有仕合奉願上候、付テハ御年限明ニ相成候間当亥年ヨリ卯年マデ五ヶ年ノ間、是迄ノ通り年々御連上金巻分ツツ差上御年限残シ被仰付候様仕度奉願上候、

右願之通り御聞濟被成下置候ハバ是ニ難有仕合可奉存候 以上

亥正月

右村

金八

同所

孫八

河原一太郎様

御陣屋

右金八、孫八御願申上候通り相違無御座候付與印仕候、以上

右村庄屋

大口町における動力源水車工場の分布（木津用水史より）

市郎右工門

利用用水名	水車工場の所在地	当初経営者名	部落名	利用用水名	水車工場の所在地	当初経営者名	部落名
古木津用水	大口村大字小口四〇六番戸	寺沢長太郎	上小口・田中	五条川	丹羽郡太田村大字大屋敷四番戸	丹羽佐兵衛	豊田・御供所
〃	丹羽郡小口村六番戸	西村金八	下小口・本郷	〃	丹羽郡太田村大字大屋敷六番戸	丹羽幸太郎	〃
〃	丹羽郡小口村六三二番戸	酒井収衛	〃	〃	丹羽郡太田村大字豊田	大森浅十郎	〃
〃	丹羽郡小口村三三八番戸	仙田政次郎	〃	〃	丹羽郡太田村大字西奈良子三九	社本彦兵衛	〃
〃	丹羽郡小口村中川原八番地	仙田庄兵衛	中 <small>小口</small> 同人	〃	丹羽郡小口村	伊藤重吉	江南市在住
〃	丹羽郡太田村大字豊田八五番戸	社本市右工門	豊田・御供所	〃	〃	〃	〃
		(8) 社本鏡郎				(4)	
		(1) 仙田浅一				(7)	
		(3) 酒井一衛				(5)	
		(2) 西村春雄				(6)	
		(9) 寺沢光次					

※ 尾張徇行記、河北村記事の中に

1 川北村善之右エ門水車、古義ニ小口村地ノ内ニ取立運上金
(二分?)
二両ツツ差上、と記るされている。

明治の頃は農家の副業的なものが多く近所や村内の家から委託される米や麦を搗く作業で米の搗賃は一俵（明治末期）二十錢位であったようで、当時米一俵が五円五十錢前後、大工賃が一日八十錢からすればかなりの収入であった。

こうした経緯のなかで、営なまれてきた水車業は、大正時代に入って発達した石油発動機、また昭和時代になっての電力の活用によって、水車はその必要性がまったく無くなり、姿を消すところとなった。

第三項 兵 制

徴 兵 制

明治元年兵部省は、各藩はその石高に応じて兵を徴集し、陸軍の常備兵を編成するよう命じ、加えて明治三年には各藩常備編隊規則、徴兵規則を定め、従来の常備兵のほか、一般人民の中からも兵を徴集させた。

これが明治維新における徴兵制度の始まりであり、服役年限を四か年とし、年令二十才以上三十才までの男子で、



図2-88 水 車

所定の検査に合格した者と定めていた。

このような制度は明治四年の廃藩によりすべて消滅するところとなり、新しく全国統一の兵制が定められ、同時に東京・大阪・鎮西・東北の四か所に鎮台が設けられた。

明治五年一月全国募兵の法を定め、徴兵令が布かれ、陸軍、海軍の二省が設置され、これまでの兵部省は廃止されることとなり、ついで全国募兵の法がつくられ、徴兵令の施行とともに全国の壮丁を兵籍に編入した。(徴兵令公布：明治六年)

徴兵令はその後たびたび改正され、明治九年には庶民の徴兵検査がはじめて実施されることとなった。また明治二二年の改正では服役年限を十年とし、常備、予備、後備、国民の四役とした。

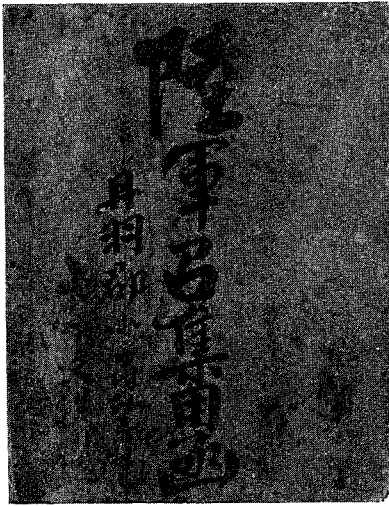


図2-89 召集用函

明治二二年の改正ではこれがさらに強化され、十七歳以上四十才までの男子はすべて兵役に服することが義務づけられた。

そして現役は陸軍四か年、海軍二か年とし、予備が終わった者で編成された後備役は五か年とした。こうして兵事に関する事務が増加するとともに、町村において兵事が設けられ、徴兵に関する事務を執行した。

つぎに当時の徴兵検査は、毎年四月より九月の間に実施され、人々の中には兵役に服することを忌避する者が